



学校教育総合プラン(第Ⅳ期)

2016. 4 - 2019. 3

～「未来を切り拓く子どもの成長を支えるために」～

21世紀を生きる逗子の子どもの育成



逗子市教育委員会

逗子市学校教育総合プラン 目次

学校教育総合プラン策定の背景及び趣旨	p	1
学校教育総合プランの性格及び役割	p	2
学校教育総合プランのイメージ	p	3
学校教育総合プラン全体図	p	4
I 授業づくり	p	5
1. 授業力の向上		
①「確かな学力」を育むための指導の充実	p	6
②授業研究の充実	p	7
③学習規律（授業への主体的参加のためのルールやマナー）の確立	p	8
2. 多様な教育活動の充実		
①読書活動の推進	p	9
②防災・減災教育の推進	p	10
③食育と体力づくり・健康教育の推進	p	11
④情報教育の推進	p	12
⑤福祉教育の推進	p	13
⑥環境教育の推進	p	14
⑦キャリア教育の推進	p	15
⑧国際教育の推進	p	16
⑨市民性教育の推進	p	17
II 集団づくり	p	18
1. 認め合う集団づくりを目指して		
①基本的な生活習慣の育成	p	19
②豊かな心を育む教育の推進	p	20
③体験活動の推進	p	21
④問題行動等への対応の推進	p	22
III 学校組織づくり	p	23
1. 支援教育の推進		
①支援教育の推進	p	24
2. 安全・安心に向けた取り組み		
①学校安全の推進	p	25
3. 研修・研究の充実		
①研修事業の充実	p	26
②教育に関する業務の標準化に向けた取り組み	p	27
③信頼に基づいた指導の推進	p	28
④教育の情報化の推進	p	29
4. 開かれた学校づくり		
①幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進	p	30
②地域との連携の推進	p	31
IV 地域で行う教育活動	p	32
その他 学校教育を支える環境について	p	34
学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について	p	36
学校教育総合プラン 用語解説		
<small>（文中、文字の右上に「*」の付いた用語に解説をつけています）</small>		

逗子市学校教育総合プランの改定について

学校教育総合プラン改定の背景及び趣旨

学校教育総合プランは、逗子市内の公立学校が取り組む方向性を示すために、2006年（平成18年）3月に策定しました。高度情報化、グローバル化、少子高齢化（人口減少）など社会の急激な変化を踏まえた国の教育改革や本県・本市の動向を見据えて、逗子の教育の拠りどころとなる土台を明確にすることを目途としています。

2007年（平成19年）度から実行に移された逗子市学校教育総合プランは3ヶ年毎に改定を繰り返し、現在第Ⅲ期の最終年度の取り組みが進められています。各期の最終年度に、それまでの取り組みとその間の新しい教育改革の動向を踏まえて、次の3ヶ年の行動プランを示すための改定を行ってきました。

この間、小学校では2011年（平成23年）度から、中学校では2012年（平成24年）度から現行の学習指導要領が全面実施となり、各学校においては基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな身体の育成のための指導の充実を目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動が展開されているところですが、今後も妥当性・信頼性の高い学習評価を通じ、授業の改善や学校の教育活動全体の改善を図ることが必要です。

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらし、東北地方以外でも学校教育の在り方に多くの課題が投げかけられ大きな影響を与えました。子どもたちが主体的に命を守ることができるような力を育む安全に関する教育の充実や、地域や家庭とも連携した組織的な安全管理の推進が強く求められています。

義務教育の実施は市町村の小・中学校が担うものであり、地方分権が進む中、本市の子どもたちにどのような教育を提供し、どのような力を培っていくのかが問われています。今後、学校と教育行政そして保護者・地域の方々が互いに支えあって本市の子どもたちを育成するため学校教育を発展充実させていくことが重要です。

教育委員会は、2015年（平成27年）2月に今後の逗子市における教育全般に関わるビジョンを示すために教育ビジョンを策定しました。また、逗子市では、24年後の逗子のビジョンを描いた「基本構想」とそれを実現するための8年間の取り組みの内容を定めた「実施計画」の2つから成る逗子市総合計画が2015年（平成27年）4月から動き出しています。その他、教育大綱や基幹計画など、学校教育にも関わる計画が策定され、前回の改定時に比べると学校教育を取り巻く環境も変化しています。さらに、国レベルでは中央教育審議会において、次の学習指導要領改訂に向けて様々な動きが報じられています。

これまで、本市の市立各小・中学校では、市民や保護者から求められるその時々の教育課題への対応や、学区希望制、二学期制等に対応する特色ある教育課程の編成や教育活動に取り組んできました。

教育委員会としては、これまで取り組んできた『学校教育総合プラン』を見直しつつ、新しい教育改革の動向や逗子市総合計画との関係、教育大綱、教育ビジョン、基幹計画との整合性を踏まえながら、今後3年間の『学校教育総合プラン』改定を公募の市民をまじえて行います。

学校教育総合プランの性格及び役割

『学校教育総合プラン』は、これまで実施してきた本市の教育施策や各学校の取り組みを整理しつつ、これからの逗子の子どもたちに培いたい力をつけさせるため、学校教育の進め方などについて、理念的な考え方を示すのではなく、具体的・実践的なプランとして考えてきました。

また、このプランの策定・改定にあたっては、教育専門の有識者に指導・助言をいただきながら、より専門的な見地から検討を進めました。

このプランの特徴は、三点あります。一点目は、学校現場の教員の代表ならびに市民の代表によって検討されてきたこと。二点目は、10年・20年といった長期的な教育プランではなく、変わり行く社会情勢や今も進む教育改革に対応できるよう、プランの期間は3年とし、2年経過後の最終年度にさらに見直しを図っていくとしていること（次期改定からは、市総合計画の実施計画見直しに合わせ、プランの期間を4年とし、3年経過後の最終年度に見直しをします）。三点目は、プランに示される範疇について、義務教育はその後に繋がる生涯学習や社会教育の入口として、それぞれと大切な関係はあるものの、あえて学校現場に関するもの・学校教育に関するものに特化し、生涯学習や社会教育については範疇の中に入れなかったことです。

このような特徴をもつ『学校教育総合プラン』は、未来を切り拓く子どもの成長を支えるために、『逗子の子どもに培いたい三つの力』を基本にして、それぞれの力を学校教育の中でどのように育てていくべきか、「魅力ある学校づくり」の視点で「学校が行う教育」の三つの柱と、「学校の環境を生かして行う教育活動」の一つの柱と、合わせて四つの柱を立てました。逗子市総合計画、基幹計画、教育大綱、教育ビジョンが新たに策定されたのを機に、柱立てを再考・検討したものです。

学校教育総合プラン（第Ⅳ期）のイメージを図にすると次のようになります。

学校教育総合プラン（第Ⅳ期）のイメージ

自ら考え、心豊かに
たくましく生きる子ども

【確かな学力】

学び続ける力

【健康な心身】

たくましく生きる力

【豊かな人間性】

つながりを築く力

学校が行う教育
～魅力ある学校づくり～

学校の環境を生かして行う教育活動

I 授業づくり

1 授業力の向上

- ① 「確かな学力」を育むための指導の充実
- ② 授業研究の充実
- ③ 学習規律の確立

2 多様な教育活動の充実

- ① 読書活動の推進
- ② 防災・減災教育の推進
- ③ 食育と体力づくり・健康教育の推進
- ④ 情報教育の推進
- ⑤ 福祉教育の推進
- ⑥ 環境教育の推進
- ⑦ キャリア教育の推進
- ⑧ 国際教育の推進
- ⑨ 市民性教育の推進

規律・規範（ルール・マナー等）意識の育成

II 集団づくり

1 認め合う集団づくりを目指して

- ① 基本的な生活習慣の育成
- ② 豊かな心を育む教育の推進
- ③ 体験活動の推進
- ④ 問題行動等への対応の推進

III 学校組織づくり

1 支援教育の推進

- ① 支援教育の推進

2 安全・安心に向けた取り組み

- ① 学校安全の推進

3 研修・研究の充実

- ① 研修事業の充実
- ② 教育に関する業務の標準化に向けた取り組み
- ③ 信頼に基づいた指導の推進
- ④ 教育の情報化の推進

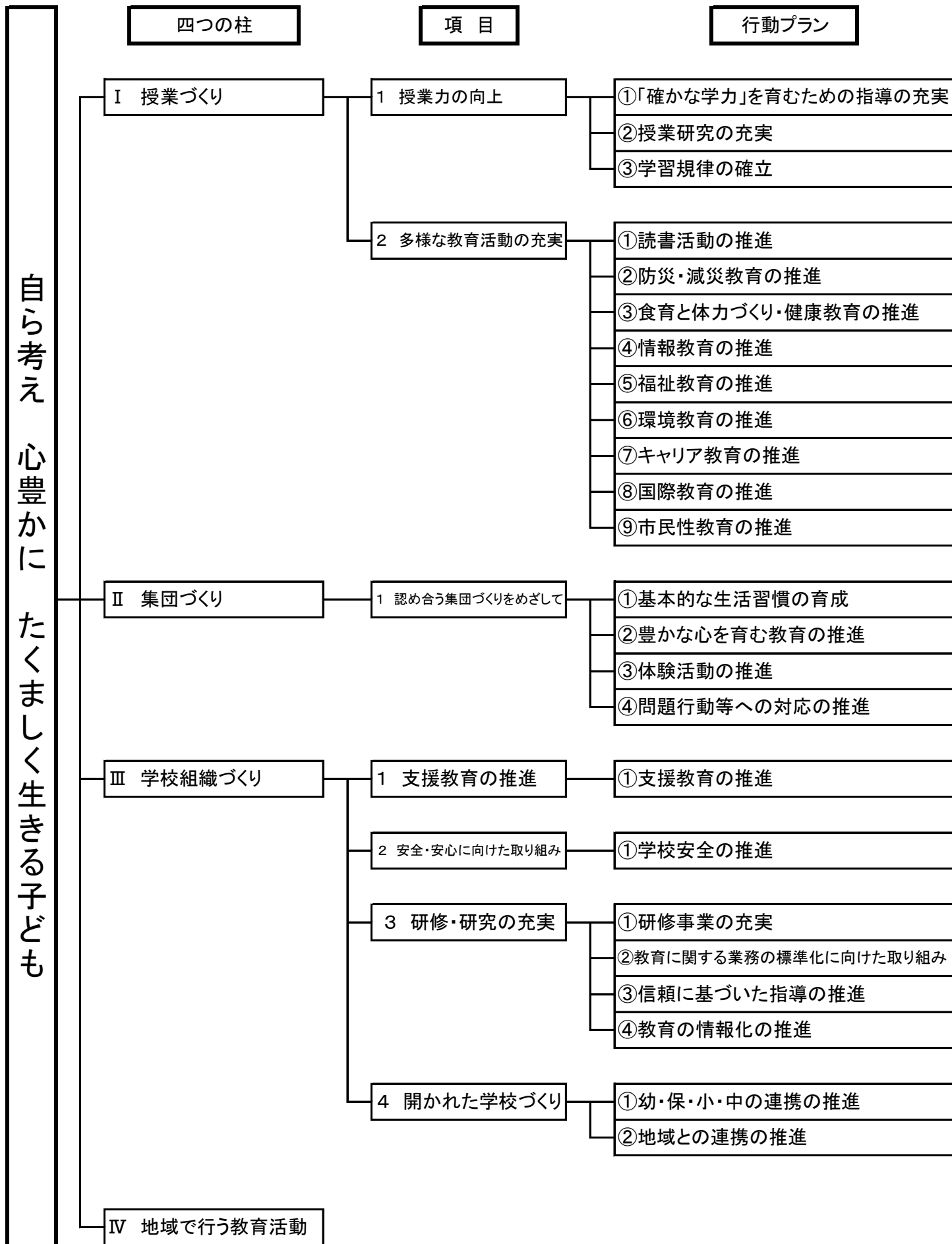
4 開かれた学校づくり

- ① 幼・保・小・中の連携の推進
- ② 地域との連携の推進

IV 地域で行う教育活動

21世紀を生きる逗子の子どもの育成
「未来を切り拓く 子どもの成長を支えるために」

21世紀を生きる逗子の子どもたちの育成 「未来を切り拓く子どもの成長を支えるために」



I 授業づくり

2006年（平成18年）12月の教育基本法の公布・施行、翌2007年（平成19年）6月の学校教育法をはじめとする教育三法^{*}の公布を踏まえて、小学校では2011年（平成23年）度から、中学校では2012年（平成24年）度から現行の学習指導要領が全面実施となりました。

この一連の流れのなかで、変化の激しい社会、またいわゆる「知識基盤社会」をたくましく「生きる力」の重要性が改めて確認されるとともに、「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」の育成に係る具体的な方策が明確に示されました。

「学力の重要な要素^{*}」として示されたのが次の三つです。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

これまでも各学校では、すべての子どもたちが共通に学習する基礎的・基本的な内容の定着に向けて、教員は一人ひとりの子どもに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育の一層の充実を図り、子どもの発達段階に応じた興味・関心等を生かし、主体的に学習に取り組めるよう指導の工夫と改善に努めてきました。

この『学校教育総合プラン』では、これらの取り組みをもとに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校が子どもたちの学力の向上を果たすため、学校教育の中で一番多くの時間を費やす各教科を中心に行う授業の充実が魅力ある学校づくりの根幹をなすものであると考えます。社会の様々な求めに応じるための学校教育の視点として、「授業づくり」を一つの大きな柱とし、次のような内容を項目としてあげます。

1. 授業力の向上
2. 多様な教育活動の充実

子どもたちが通っていて良かったと思える、また、保護者が子どもたちを通して良かったと思える学校を目指して、魅力ある学校づくりを、授業づくりを通じて目指していくものです。

I 授業づくり

1 授業力の向上

行動プラン①	「確かな学力」を育むための指導の充実
--------	---------------------------

「確かな学力」を育むためには、基礎的・基本的な知識、技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成が求められます。そのために、授業の工夫・改善に取り組み、一人ひとりの児童・生徒にどのように指導していくのかを考えていくことが大切です。

具体的には、各教科の指導にあたり、基礎的・基本的な知識、技能の活用を図る学習活動を重視し、言語活動の充実を図ります。その際、一斉学習だけでなく、少人数指導、ティームティーチング[※]等の多様な学習形態を活用し、個に応じた指導ができるよう取り組みを進めます。また、学習評価を通して、授業のあり方を見直し、個に応じた指導の充実を図るなど、指導と評価の一体化を進めます。

児童・生徒の学習習慣の確立と、基礎的・基本的な学力を育むため、家庭との連携を図ります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 日常的な見取りや、学習状況調査[※]などのデータに基づいて、児童・生徒の実態を把握し、指導方法の工夫と改善を図る。
- 小学校では学年ブロック会[※]を利用して、中学校では教科会[※]を利用して、授業研究、学習評価の検討を通し、授業の工夫・改善に取り組む。
- 少人数指導やティームティーチングなどの多様な学習形態を活用し、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。
- 児童・生徒の自己評価や教員による学習評価を進め、理解が不十分な児童・生徒への早期対応を行う。
- 各学校で学習を支援するボランティアの活用を進め、個の学びを支援する学習環境を整える。
- 長期休業期間等を有効活用し、補足的・発展的学習の充実を図る。
- 児童・生徒、保護者への学習評価や学習活動状況の伝え方を工夫し、家庭学習の充実を図る。

I 授業づくり

1 授業力の向上

行動プラン②	授業研究の充実
--------	----------------

教育課程は学校の目標を実現する授業の在り方を示すものであり、授業は、全教員が関わる学校の教育活動です。組織的な授業改善の取り組みを行うことは、学校全体のよりよい授業の在り方、すなわち、適切な教育課程の在り方を探る試みであると考えることができます。

「授業力の向上」のためには、日々の授業が児童・生徒にとって「わかる授業」となるよう、教員が力量を磨き授業改善に努めることが何よりも大切であることは言うまでもありません。

そのためには、授業研究の充実が必要です。特に各校で校内研究として取り組む授業研究は、児童・生徒の実態に即して、日常的・継続的に授業改善に取り組む上で大変有効なものです。

授業研究を中身の濃いものにしていくためには、授業者自身が児童・生徒観、教材観、指導観を見つめ直し、しっかりと練り上げた学習指導案を作成し、それをもとに事前研究・事後研究をしていくことが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例
<ul style="list-style-type: none">○授業研究の目的が、教員一人ひとりの授業力向上を図ることにあるということを、校内で共通理解する。○大学、教育委員会、教育研究所等の外部関係機関と連携し、継続的に支援を受ける機会を設ける。○授業研究の取り組みを通して、学校全体で児童・生徒に共通に身に付けさせたい力を具体化させて、実践することを目指す。○授業改善を図るとともに、学校として共通に付けさせたい力を明確化し、自校で「授業についての自己チェックリスト[※]」に沿った授業を確立させることを目指す。

I 授業づくり

1 授業力の向上

行動プラン③

学習規律（授業への主体的参加のためのルールやマナー）の確立

学習規律とは管理のための手段ではなく学習内容や学習方法とともに授業の中で教員の指導対象としなければならない「授業への主体的参加のためのルールやマナー」と考え、この取り組みを進めます。

学校が安全で安心して学ぶ場所であることは非常に大切です。授業中騒がしい、集中できないなどの雰囲気があれば安心して学ぶことは困難になってきます。生活習慣・学習習慣と、自己肯定感や学力とは密接な相関関係があり、学習規律は自己肯定感や学力を高めるためにも不可欠です。「学習規律の大切さ」をいかに価値付けるかが、まず、ポイントになります。価値付けたら具体的に行動し、粘り強く継続することが大切です。「継続」して「習慣」にできるかがポイントです。継続できるシステムを築き、日々評価し、それを児童・生徒に伝えていくことも大切な要因です。全教職員、全児童・生徒の共通理解を図り、できるだけ自分たちで実施できるような仕組み作りを考えていきます。教員が見本となること、児童・生徒の活動を正しく評価し、支える必要があります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 小学校と中学校で連携し、学校教育目標や発達段階に応じた継続性のある学習規律を作成する。
- 児童・生徒が達成できた学習規律については、ほめることで評価する機会を多くする。
- 学習の準備、あいさつ、姿勢、他人の話の聞き方、発表の仕方、話し合いの仕方などの自校の学習規律について全教職員で共通認識をもち、学校全体で統一した指導を繰り返す。
- 学習規律は教室に掲示するなどして、日々の学習や生活の振り返りの中で児童・生徒へ示し、習慣化させる。
- 学習規律の定着のために、校内での共通理解・共通実践を図り、小中連携、家庭・地域との連携を密にする。
- 学習規律の定着の度合いをチェックしたり、取り組みの見直しをしたりする機会を定期的に設ける。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン①	読書活動の推進
--------	----------------

読書活動は「考えながら読む」「考えたことを表現する」ということで、言語に関する能力を育むために不可欠であり、本に接し読書に親しむことは、いろいろな考えに触れ、多くの知識を蓄え、豊かな心を育むことの基盤となります。

学校においては、読書活動につながる教育内容・指導方法の工夫により、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、家庭・地域と連携し、読書の習慣付けを推進することが大切です。

また、学校生活を送る子どもたちにとって、学校図書館は読書活動の重要な拠点であるとともに、調査・研究の場であるとも言えます。子どもの読書習慣の定着と読書意欲の向上のために、学校図書館を核として、市立図書館や地域の方たちとの連携を図り、子どもたちが活発に図書館を活用し読書に親しめるよう、ネットワークの充実を図ることが必要です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 朝の読書・読み聞かせ・ブックトーク活動・親子読書など、保護者や地域との連携を図りながら、子どもの発達段階に応じ充実した読書活動を進める。
- 「逗子市子どもの読書活動推進計画[※]」及び「学校版子どもの読書活動推進計画[※]」をもとに、各校で作成された読書活動推進計画を進め、読書活動の推進を図る。
- 司書教諭・学校図書館指導員[※]・学校支援ボランティア等を活用し、学校図書館の学習情報センター及び図書センターとしての機能の充実を図る。
- 貸し出し数や分野の傾向調査等を行い、子どもたちの発達段階や学校における指導内容を考慮した蔵書計画を推進する。
- 学校図書館の情報化を進め、市立図書館との連携・協力を進めると共に、学校図書館間の蔵書等の共同利用化を検討する。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン②	防災・減災教育の推進
--------	-------------------

子どもたちが安全・安心な学校環境のもとで、充実した生活が送れるようにしていくことは、様々な教育活動の中で不可欠なものとして求められています。

防災・減災教育を推進していくにあたり、登下校を含めた学校生活を通じて、子どもたちは自らの命を自主的に守る意識をもつようになる必要があります。

そのために、様々な場面を想定することによって、的確な思考力・判断力のもとで適切な意思決定や行動の選択ができる能力の育成に努めます。

防災・減災への訓練としては、地域のボランティア活動との協働のもとで、関連機関との連携を含めて地域が一体となった、子どもたちの安全で安心な環境を整備・確保していく必要があります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 子どもたちが安全な生活環境のもとで安心した学校生活を送れるよう、教育施設整備及び通学路の安全確保をする。
- 地域ぐるみで、様々な災害を想定した避難訓練をしたり、被害を最小限にとどめるための安全教室の開催を進めたりする。
- 地域と協働した防災・避難訓練を計画し、推進する。
- 防災・減災のために、危険予測・危険回避能力を養うための実体験のカリキュラムを、総合的な学習の時間における年間計画の中に位置付け、中学校においては避難所運営訓練等に、ボランティアとして積極的な参加を促す。
- 災害の恐さや理論・知識を定着させることによって、子どもたちがより防災・減災に対する実践的な行動ができるよう、各教科においても災害について考えるきっかけとなる授業を展開する。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン③

食育と体力づくり・健康教育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの健康にかかわる諸問題が顕在化してきています。生活習慣の問題・心に関する健康の問題・食習慣の問題・飲酒や喫煙、さらに薬物乱用などの問題・性に関する情報の氾濫・運動能力の低下等の様々な問題に対して、学校が家庭や地域と連携した教育を推進する必要があります。特に薬物の乱用や性に関する諸問題については、その影響が低年齢化している傾向が見られます。

学校においては、食に関する正しい知識と望ましい食生活・食習慣を身に付けるための食に関する指導をしていきます。望ましい体力づくり及び心身の発達を目指すために、食育の正しい理解を深めていく必要があります。これらの教育を、子どもたちの発達段階に応じた指導として、子どもたちが生涯を通じ、心身の健康を維持した生活を送れるための知識・実践力を身に付けられるようにしていくことが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 健康の維持・増進に向け、発達段階に応じた健康教育を推進する。
- 遊びやスポーツを通じた、健康・体力づくりを推進する。
- 子どもたちの食に対する、体験学習活動をはじめとした食育を推進する。
- 学校における食育の体系化を進めると共に、生きた教材となる学校給食の活用を図り、季節感を盛り込んだ給食献立や、学校給食における地産地消を推進する。
- 薬物乱用防止教育や喫煙防止教育・安全教育、健康・安全に配慮した教育課程の編成を行う中で、特に薬物の乱用に関する認識の甘さが、社会の中で大きく問題化されていることを、子どもたちに認識させる。
- 子どもたちが性に関して適切に理解し、互いの性を尊重し合い、行動することができるよう家庭・地域との連携のもとで、発達段階を踏まえた適切な指導を推進する。
- 健康教育の推進に向けた研修会等を設定し、保護者との連携を深化させていく。
- 近年、数値結果の落ちている体力テストの項目について、他地域で成果をあげている取り組みを参考にしながら、学校生活全体を通じて体力向上の工夫を図る。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン④	情報教育の推進
--------	----------------

近年、情報を取得するための手段として、特に小・中学生においては、スマートフォンや携帯電話等が普及し、様々な情報のやり取りが可能となっています。その中で、ネット上の様々な問題に巻き込まれることも実際に多くあり、早急かつ的確・適切なメディアリテラシー^{*}の育成が求められています。このことについては、学校で行う情報教育と家庭との連携が最も重要であり、子どもと保護者とが共に学ぶ機会も必要です。

一方で、現在の社会において ICT^{*}の活用は必要不可欠であり、コミュニケーションの表現や手段のひとつとしても、有意義に活用されるものになってきています。これらを上手く利用し、自己を表現する手段として活用し、情報活用能力を正確に発揮できる子どもの育成が求められています。

具体的行動指針及び取り組み例

- ネット上で起こりうる様々な問題に対して、関係諸機関と連携し学習する機会を設定していくことで、子どもだけでなく学校と保護者が一体となってメディアリテラシーの育成を図る。
- データや表等の情報を視覚化したものを有効に活用したプレゼンテーションや授業実践を通して、発達段階に応じた ICT 活用能力の育成を図る。
- 情報機器を活用したプレゼンテーション能力を育み、自らの考えをアピールするツールのひとつとして、各機器を十分に有効活用できるようにしていく。
- 画一的な情報機器の使用方法ではなく、自己表現活動や興味・意欲があることについてアプローチをする活用方法を考え、そのメリットやデメリットを学び情報機器の正しい使用方法を理解していく。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン⑤	福祉教育の推進
--------	----------------

福祉とは、特別な誰かのためのものではなく、一人ひとりの「**ふだんのくらしのしあわせ**」を願うものという観点で、福祉教育を進める必要があります。大切にしたいのは、普段の生活の中に、自分自身がそこにいるということであり、福祉とは自分自身の問題であるということを中心にしなければなりません。

年齢・性別・国籍の違い、障がい^{*}の有無等に関わらず、相手の立場を思いやり、声をかけ合える温かい人間関係を作り、心を育てる教育を進め、誰もが住みやすい社会を作る担い手を育成していくことが、これからの社会において大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 小学校と中学校が連携し、子どもたちの発達段階に即した目標を掲げ、それに応じた福祉教育を行う。すべての人が社会の大切な存在として尊ばれることや、偏見や差別のない、人権に根ざす共生と平等で相互を思いやる心を育てる学習を実施する。
- 逗子市社会福祉協議会、福祉団体、教育研究所、行政等、関係諸機関と連携をとりながら、福祉教育の体験的な活動を実施し、福祉について考える時間をつくる。また、福祉に関する授業の指導の工夫と改善を図っていく。
 - ・小学校では、講師の方を招き、話を聞いたり、体験活動を行ったりする中で、様々な立場の方と実際に関わる機会をつくる。
 - ・中学校では、心プロジェクト^{*}、職場体験を行う等、福祉教育を行う。
- 教科学習を通して、相互を思いやる心を育むための教育活動を進める。
- 地域の人々や保護者と連携をとり、地域講師やボランティアを活用し、地域の特色をいかした活動に取り組む。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン⑥	環境教育の推進
--------	----------------

逗子市は自然環境に恵まれているので、自然に直接触れる機会が多くあります。

自然は大切であり環境問題について大きく取り上げられるものの、いざ自らの生活を見直したときに、その問題について積極的に考える機会は決して多くありません。そして、現状としてある課題等については、解決するためのアクションは消極的と言えます。

逗子市立小・中学校においては、一人の市民として自然と共生できる明るい未来の実現のために、身近な環境問題について自ら考え判断できる児童・生徒を育み、より良い自然環境を創造し現状の環境問題を解決していく姿勢を育てていきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 環境教育の指導計画を作成し、取り組む行動事項と目標を明確にして、環境教育を積極的に推進する。
- 環境に対する児童・生徒の意識を育て、児童・生徒自身による環境保全のための実践活動を通して、家庭や地域において理解を深めていくように努めていく。
- 地域並びに関係諸機関との連携を深め、学校周辺の自然環境をはじめとした環境について、学習する機会を積極的に設ける。
- 体験学習を通して、自然の偉大さや豊かさを感じ、環境保全について多面的に捉える活動を設定する。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン⑦	キャリア教育※の推進
--------	-------------------

キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。学習指導要領における「生きる力」には「社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力」が含まれるとした上で、その力について具体化されている要素を学校生活のあらゆる面で育てていくことが大切です。

子どもたちそれぞれの発達段階に応じて勤労観・職業観を形成し、将来の職業について正しく理解できるよう、他校種の学校・家庭・地域など関係諸団体の協力を得て、キャリアプランニング能力※を育てる学習の充実を図ります。

また、キャリア教育は、職業学習だけでなく将来を見据えた生き方の学習でもあります。児童・生徒の発達に応じて人間関係形成能力の育成や意思決定能力を育成するための学習を推進します。

具体的行動指針及び取り組み例

- 小・中学校の各教科学習において、学習内容に関連する職業について紹介・解説し、将来への夢を広げ、実現に向けて努力しようとする意欲を育む。
- 小・中学校の特別活動での経験を重ねることで、自他の理解やコミュニケーション能力を育み、個性に合った役割や進路を模索し選択できるようにする。
- 小学校低学年では、係や当番の活動を通して他者や集団に貢献する大切さに気付かせるとともに、職業や仕事への興味・関心をもたせる。
- 小学校中・高学年では、係・当番・委員会活動を通して、役割分担をして責任をもって仕事をする大切さや楽しさを知らせ、奉仕の精神や勤労意欲を育む。
- 小学校中高学年では、職業への関心を持たせ、様々な職業の存在を知らせるために、社会（職場）見学や、身近な地域・保護者による講師を活用した授業を行う。
- 中学校では、地域・保護者による講師を活用した授業により、職業への関心を深め、自ら職業についての情報を収集・整理・活用できるようにする。
- 中学校では、家庭・地域・関係諸団体との連携により、情報をもとに生徒自らが選択した職場での体験活動が有意義なものとなるよう取り組む。
- 中学校では、進路計画を立てる意義を理解させ、自分の興味・関心と情報をもとに自らの意志で目標を立て、その達成に向けて努力できるように支援する。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン⑧	国際教育*の推進
--------	-----------------

今日、わが国では様々な面で多様な文化との接触や国際化が進展し、国際社会に生きる日本人としての資質の向上が重要な課題となっています。

これからの国際教育は、多様な文化や生活様式を知ることにとどまらず、多様な文化との共生に向けて、多様性を尊重し、多様な価値観を受容したり、ぶつかり融合したりする中、新しい価値観を創造したり協働することができる等、国際社会においても自らの力を発揮できる資質や能力を育てる事が大切です。

また、自分たちが生活している日本と世界の国々の現状や課題について、自分たちの思いや考えを持ち、それらを自ら発信し、かつ多様な文化的背景をもった人々を理解し国際平和の実現に努める態度の育成とコミュニケーション能力の向上に努めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 多様な文化を理解し共生するために、小学校外国語活動及び中学校外国語（英語）科の授業を通して、コミュニケーション能力の育成を図る。
- 多様な文化を理解し共生するために、各教科学習を通して、言語およびその他の（身体・音楽・視覚的）コミュニケーション能力の育成を図る。
- 多様な文化を理解し共生するために、各教科の学習活動を通して、日本や諸外国の文化や歴史・自然を理解するための教育活動を進める。
- 学級や学年・学校行事等に、地域に住む外国人や外国での生活を経験されている方々を招き、世界の国々の現状や課題について理解する活動を進める。
- 特別活動（行事等）において、諸外国の文化や歴史・自然と、日本や逗子を比較しながら理解する活動を進め、世界と共にある逗子（自己）の意識を育む。
- 各学校に派遣している IEA（国際教育指導助手）*の効果的な活用を進める。
- 日本語指導等の場の保障等、外国籍の児童・生徒が安心して学習できる環境整備を行う。

I 授業づくり

2 多様な教育活動の充実

行動プラン⑨	市民性教育の推進
--------	-----------------

逗子市を生活の場として考えた上で、子どもたちが逗子市の良さを発見し、さらには改善すべき部分を発信するといった参加型民主主義を理解し、行動的な姿勢を取れることが市民性教育では求められます。

逗子市と他市との比較や職場体験を通じ、逗子市で行われている仕事について知ること、まち探検等の活動を通して逗子市の新たな発見といった、市民性教育の土台となる部分を築いていきます。その内容から発展的に自らの気付きや提案等を行うことにより、コミュニティとの関わりを育成していくことが大切です。

逗子市の人口減少率が注目されている中で、生活の場「逗子市」として地域に愛着を持ち、他の地域や世界とのつながりの中で、自ら良い街に発展させていける行動力の育成を推進していきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 総合的な学習の時間を活用し、逗子市における体験活動等を通して逗子市をより深く知る活動や、他の市町と比較ができる機会を設定する。
- 小学校から中学校にかけての9年間において、系統的・連続性のある活動が行えるように、小・中学校が連携してカリキュラムを作成する。
- 環境教育や国際教育、キャリア教育等の様々な視点から市民性を捉えることができるように、これらの活動を通じて逗子市を考えた活動を進める。
- 地域や関係諸団体との連携により、ボランティア活動をはじめ地域における活動の中で多方面から逗子市を捉え、有意義な活動となるように取り組む。
- 児童会・生徒会活動等を通して、選挙や政治への関心・意欲を高める。

II 集団づくり

2015年（平成27年）2月逗子市教育ビジョンが策定されました。学校教育総合プランの基本ビジョンとして位置付けられたものです。基本理念は、「つながりに気づき、つながりを築く」人づくりであり、これを基軸に据えた教育を作り出すことをイメージしています。

人はつながりの中で生きており、そのつながりの中で愛されること、愛すること、感じること、感謝すること、知ること、考えること、協働すること、問題を解決すること、想像することなどを学んでいきます。

つまり、集団の中で多くのことを学び、豊かな人間性が培われるのです。その意味で発達段階として大きく成長をする義務教育期間に集団の中で生活することは非常に大きな意味をもっていると言えます。

2011年（平成23年）8月、障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、教育については、「可能な限り障害者である児童及び生徒が、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮する」ことが規定されました。神奈川県教育委員会でも、これまでの「共に学び共に育つ」教育をさらに推進するため、2015年（平成27年）4月から、「できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育の推進」を目的とした、インクルーシブ教育推進課を新設しました。

一方、2013年（平成25年）9月、いじめ防止対策推進法が施行されました。その中ですべての学校でいじめ防止基本方針を策定することが義務付けられました。いじめはどの子どもにも起こり得るとの考え方がその根幹にはあり、いじめを生まない集団づくりを目指す未然防止の視点が重要視されています。

本市では、こういった社会の様々な求めに応じるための学校教育の視点として、「集団づくり」を一つの大きな柱とし次のような内容を項目としてあげています。

- 1 基本的な生活習慣の育成
- 2 豊かな心を育む教育の推進
- 3 体験活動の推進
- 4 問題行動等への対応の推進

これらの取り組みを通して、子どもたち一人ひとりが自己有用感や自己肯定感を身に付け、集団の一員として他者を認めることのできる子どもたちの育成を目指していくものです。

II 集団づくり

1 認め合う集団づくりを目指して

行動プラン①

基本的な生活習慣の育成

基本的な生活習慣は、人間の行動や思考の基礎となるもので、それを育成することは、児童・生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために大変重要であり、集団生活において、他者とのよりよい関係を築く上でも必要不可欠です。

子どもたちは、基本的な生活習慣を、学校・家庭・地域などの様々な場において、大人や他者とのかかわる中で、発達段階に応じて身に付けていきますが、心身ともに健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域が密接に連携し、同じ方向性で、実りある取り組みを進めることが大切です。

子どもたちが活力ある生活を送ることができるように、健康3原則（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）を十分に意識し、情緒の安定を図り、自尊感情を高め、お互いに認め合える関係づくりを目指します。

「食事をしっかりとる」「体を動かして遊ぶ」「睡眠時間を十分にとる」ことにより生活のリズムを整え、「あいさつをする」「ルールや時間を守る」「安全に心がける」「人や物を大切にすること」「節度を守る」など、子どもたちのくらしの根底づくりに焦点を当てた取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校でのきまりや過ごし方について、子どもたちの実態や発達段階に応じた指導を計画的に進める。
- 学校だより・保健だより・給食だより等で、積極的に学校から家庭に向けて情報発信を行う。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校間で、園児・児童・生徒の指導上、必要な情報の共有と連携を深める。
- 児童・生徒指導では、学校・家庭・地域の情報や、行動の情報交換を密にして連携を深める。
- 教職員だけでなく、保護者や地域の方々を対象とした講演会や研修会を行い、子どもの生活等を考える場を設定する。
- 学校・家庭・地域それぞれが担うべき役割を再認識する。
- 生活のリズムを整えることの大切さに気づかせる。
- 児童・生徒の規範意識を育てる。
- 積極的にあいさつする習慣を育てる。
- 児童・生徒が自己肯定感・自己有用感をもてるよう指導する。

II 集団づくり

1 認め合う集団づくりを目指して

行動プラン②	豊かな心を育む教育の推進
--------	---------------------

小・中学生のいじめによる自殺が全国で後を絶ちません。文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においてもいじめ・暴力等の件数は、依然高い水準にあります。これらを未然に防ぐには教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育むための取り組みが大切です。また、集団の一員としての自覚を養うために、忍耐力や協調性などの社会性を身に付けさせることも必要です。

学校においては、道徳教育の一層の充実が求められます。道徳教育は道徳の時間を要に、教育活動全体を通じて行うものですが、特に「豊かな心を育む教育の推進」に当たっては、「いのち」の大切さを学ぶ取り組みが大切です。また、ソーシャルスキルズトレーニング*や人間関係プログラム*等を取り入れた人間関係づくり、集団づくりも必要です。よりよい人間関係の構築は他人を思いやる温かい心を育み、どのような場面においても周りの人と協調しながら自立心・自己抑制力そして責任感を養うことができます。

さらに、児童・生徒一人ひとりに規範意識をもたせるためには、家庭・地域と連携して取り組みを進めていくことが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 「いのち」の大切さを学ぶ道徳教育の取り組みを道徳の時間を要に教育活動全体を通じて行う。
- 児童会・生徒会活動や異年齢集団等において児童・生徒が主体となって取り組む活動を充実させ、他者を思いやる心や、互いに支え合い、助け合う態度を身に付けさせる。
- ソーシャルスキルズトレーニングや人間関係プログラム等の手法を取り入れ、よりよい人間関係づくり・集団づくりの育成に努める。
- 他者との関わりが困難な児童・生徒にはケースによって専門家の指導のもとメンタルヘルスカアを行う。
- 社会奉仕や自然・勤労生産等に関わる体験を通じ自立心や責任感を培う。
- 家庭や地域との連携を図り、正義感や公正さ、規範意識の育成を図る。

II 集団づくり

1 認め合う集団づくりを目指して

行動プラン③

問題行動等への対応の推進

都市化や少子化、情報化などが進展し、社会全体で様々な課題がある昨今、子どもたちの問題行動等が生じています。その背景には、規範意識や倫理観の低下が関係しているとも指摘されています。このような社会情勢の中で、学校は一人ひとりの児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸張を図りながら、児童・生徒自ら現在及び将来における自己実現を図って行くための自己指導力の育成を目指します。

いじめや不登校、器物損壊や暴力行為等はどの子にも、どの学校にも起こり得ることであることを十分認識し、地域・保護者とともに、その未然防止や早期発見・早期対応への取り組みを進めることが、今各学校に求められています。さらに、いじめについては、学校は毅然とした態度で「いじめはゆるされない、いじめる側が悪い」ということを明らかにし、いじめられている児童・生徒、いじめている児童・生徒ともに、子どもの立場にたって、親身に、適切な指導を行う必要があります。

また、不登校児童・生徒など支援を必要としている全ての児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校を中心とした総合的な支援体制を確立することが望まれています。学校では児童・生徒の心の問題に迅速に対応できるよう相談体制を充実させるとともに、校内の支援体制の充実と外部の専門機関との連携を図り、協働することが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 児童・生徒の実態を把握し、規範意識の育成や温かい人間関係づくりを道徳の時間を中心にあらゆる教育活動の場面において意図的・組織的に進め、人権等に配慮した学級・学年・学校経営を進める。
- 支援が必要な児童・生徒に対しては教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、スクールカウンセラー・うるおいフレンド（心の教室相談員）※なども活用しながら組織的・計画的な対応を図る。
- 教育研究所・児童相談所等の専門機関との連携を密にし、子ども一人ひとりの課題に応じた支援を積極的に行う。
- 個人情報の保護に十分配慮しつつ、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の情報連携を進め、問題行動の未然防止に役立てる。
- 保護者と学校が子どもの支援ニーズに対する共通理解を図り、協働して支援を進める。

II 集団づくり

1 認め合う集団づくりを目指して

行動プラン④

体験活動の推進

少子化や地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、児童・生徒の豊かな成長に欠かすことのできない、多くの人や社会、自然などと直接ふれ合う体験の機会が乏しくなっています。一方、情報化が進む現代社会において、コンピュータを使ったシミュレーションなど、実体を伴わずに、仮想体験や疑似体験をすることが容易になってきました。

児童・生徒にとって、五感を働かせて、幅広い直接体験を積み重ねることが、豊かな人間性や社会性を育む上で、きわめて重要です。現実の世界や生活に向き合い、自然や社会、人々とかかわり、感動したり、困難に直面したり、葛藤したり、解決の方法を模索したりすることで、豊かな人間性を育み、他者とのよりよい関係づくりを目指します。

児童・生徒が、学校・家庭・地域社会を含めた生活空間の中で、自分の身体・五感を使って直接体験したことから、課題を見つけ、思考し概念化を図りながら、課題解決に向けて自主的に取り組んでいくことができるように、また、その過程において、友達とかかわり合い、協働的に学ぶ喜びを実感できるように、体験活動を計画的に位置付け、その充実を図ることが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 逗子の豊かで恵まれた自然にふれるとともに、自然のすばらしさや大切さを学ぶ自然体験学習を進める。
- ボランティア活動等の社会福祉活動の意義をよく理解し、児童・生徒が自ら参加し、社会性や協調性を育むような手助けをする。
- 発達段階に応じた勤労体験（職業体験）に取り組み、働くことや学ぶことの意義について学習を深める。
- 本物の芸術にふれたり、文化活動に取り組んだりする中で、児童・生徒間の交流を深め、豊かな感性の育成に取り組む。
- 様々な体験活動をとおして、課題解決的な学習を進める。
- 多くの人々との交流場面を設定し、場面に応じた対応について、学習する場や機会をつくる。
- 集団宿泊活動をとおして、児童・生徒がお互いのつながりを自覚し、他者への関心や愛着、思いやりや信頼感を高める機会にする。

Ⅲ 学校組織づくり

学力観の変容、児童・生徒の多様化、急速な情報化と技術革新による生活の質的变化、グローバル化など社会が急激に変化する中、教育現場の課題も飛躍的に増加し多様化しています。

学習指導要領の改定の動きが始まる中、次代を担う子どもたちに要求される資質・能力は、予測できない未来に対応する力、他者と協働しながら解決していく力だと言われています。知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い、子どもたちがそうした教育のプロセスを通じて、基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、さらに実践に生かしていけるようにすることが求められているのです。

少子化、家族関係や地域の間人関係の希薄化、貧困問題や虐待など子どもの育ちに悪影響を及ぼす問題、いじめや自殺の問題などもこれまで同様大きな課題です。

また、子どもたちの安全と、安心して生活を送れる学校環境は保護者の求める最重要事項であることは言うまでもありません。

さらには、教職員の大量退職に伴う教員の若年化が急速に進んでいるとともに、臨時的任用職員や非常勤講師の割合もかなり高くなっていることから、これまで以上に教職員を対象とした研修の必要性は高まっています。しかし、多忙を極める状況から目の前の課題に追われるあまりになかなか学ぶ時間が取れないという現実があります。

こういった様々な課題と向き合いながら、より効果的に教育を推進していくためには、教職員が一丸となって教育活動に取り組んでいかなければなりません。そのためにも、これまで以上に学校が組織的に運営されていくことが必要となります。学校教育は、教職員個々人の資質の向上はもとより、組織力の向上、地域社会との連携なくしては成り立たない時代へと既に足を踏み入れていると言っても過言ではないのです。

学校教育総合プランの第3の柱「学校組織づくり」は、このような社会状況を踏まえ、次のような内容を項目としてあげています。

- 1 支援教育の推進
- 2 安全・安心に向けた取り組み
- 3 研修・研究の充実
- 4 開かれた学校づくり

これらの取り組みを通して、本市の教育を支える土台が安定し子どもたちに対してより豊かな教育環境が整えられていくことを目指していくものです。

Ⅲ 学校組織づくり

1 支援教育の推進

行動プラン①	支援教育*の推進
--------	-----------------

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がいのあるなしにかかわらず、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進することが規定されています。それにより、障がいのあるなしにかかわらず、集団の中で互いを理解しながら、社会性・思いやりの心を育み、認め合う社会性を育むことができます。

逗子市においても、支援を必要としている子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切に対応するために、学校を中心に総合的な支援体制を目指します。

そのために、学校では教育相談コーディネーター*を中心とした校内支援体制の充実を進め、適切なアセスメント*のもとに、ケース会議*や校内支援委員会*で検討した支援を具現化していきます。また、学校だけでは解決できない課題に対しては、専門家や専門機関と連携し協働することも大切です。

よりよい支援をおこなうために「特別支援学級」の一層の充実や「支援シート*」の積極的な活用など子どもたちの「ライフステージ*」を見通した指導の継続と様々な機関との連携による「縦」と「横」の支援が必要です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教育相談コーディネーターを中心として、アセスメントをもとに児童・生徒のニーズを適切に把握し、校内支援委員会を通じて組織的な対応をする。
- 保護者と共通理解を図り「支援シート」を作成し具体的対応を進める。
- 支援教室を活用し、ニーズのある児童・生徒が必要な時間に適切な支援を受けられるように進める。
- ニーズをもつ児童・生徒も安心して過ごせる学級集団を育てるための環境整備を学級単位だけでなく、学年及び学校全体で取り組みを進める。
- ニーズをもつ児童・生徒はもちろん、誰もが分かり易い授業を目指し、授業についての自己チェックリストを活用する。
- 「特別支援学級」の一層の充実を図る。
- 通級指導教室・教育研究所・児童相談所・子育て支援課・特別支援学校（養護学校）の地域支援担当等の専門機関との連携を積極的に進める。

Ⅲ 学校組織づくり

2 安全・安心に向けた取り組み

行動プラン①	学校安全の推進
--------	----------------

児童・生徒が生涯にわたって、健康で安全な生活を送るための資質や能力を育てることは学校教育の重要な目標の一つです。近年では、地震や津波、火山の噴火といった自然災害の発生や子どもの生命を脅かす犯罪が大きくクローズアップされ、学校の防災マニュアルや学校安全計画の見直しなど新たな対応が求められています。

文部科学省から出された「学校安全の推進に関する計画【概要】」では、学校における安全教育と安全管理の両側面から、学校安全を推進するための方策として「安全に関する教育の充実」「学校の施設及び設備の整備充実」「学校における安全に関する組織的取組の推進」「地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進」の四つが示されています。これらを推進し、充実を図ることで、自分や他人の命を守るために的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる能力が培われ、その結果児童・生徒は校内だけでなく登下校時や校外においても、安心して活動できます。そのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取り組みが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例
<ul style="list-style-type: none">○「自分の命は自分で守る」という意識を児童・生徒にもたせるために、専門家の指導のもと、実際の災害場面を想定した避難訓練や津波避難訓練、不審者対応訓練等を計画的に実施する。また、児童・生徒が自ら安全な行動を取れるようにするための安全教室の開催を行ったり、中学校では避難所運営訓練等へのボランティア参加を促したりする。○児童・生徒が安全にそして安心して学び、生活できる場として、また緊急時に避難場所としての役割を果たせるように教育施設の整備を推進する。○学校安全計画の策定と内容の充実を図るとともに、学校の防災・防犯マニュアルの職員への周知徹底を図る。○学校と保護者、地域との連携により、児童・生徒の安全を地域全体で見守る体制づくりを進めるとともに、「学校警察連携制度」を活用し、犯罪被害に遭うおそれがある児童・生徒を守るために警察と連携した指導や支援を行う。○学校が、緊急避難所としての機能を果たせるよう、人力的な組織編成並びに施設整備の充実を図る。

Ⅲ 学校組織づくり

3 研修・研究の充実

行動プラン①	研修事業の充実
--------	----------------

一人ひとりの教職員がより一層専門性を高め、その力を最大限に発揮しながら学校の組織力を高めていくことが大切です。そのため、各学校においては様々な研修の計画、教育委員会においては、教職員のニーズに応える研修事業の充実を図ります。教職員はこれらの研修会に積極的に参加し、より質の高い授業を計画し、実践します。

現在、団塊の世代の教員の大量退職によって学校現場は経験年数の少ない教員とベテラン教員の二極化の状況にあります。そのため、教職員のスキルアップを着実に図っていくことが大切です。市立学校で授業、学級経営、児童・生徒指導の取り組みを標準化し、各学校で実践していくことを目指します。また、学校内でOJT*を組織的に推進していくことも必要です。日常的な職務を通して必要な技能・意欲・態度などを意欲的・計画的・継続的に高めていきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校内外の研修への参加を促し、教職員の専門的力量を向上させる。
- 学校内において自主的な教職員研修を支援する体制を構築する。
- 標準化された授業、学級経営、児童・生徒指導の取り組みを各学校で実践していく。
- 学校内においてOJTを組織的に推進する。
- 個々の経験に合った研修に積極的に参加する。
- 教職員の職場の労働安全衛生環境を整えるために、メンタルヘルスに関わる研修を充実させる。

Ⅲ 学校組織づくり

3 研修・研究の充実

行動プラン②

教育に関する業務の標準化に向けた取り組み

現在市内の公立小・中学校の教員は、その約4割が初任校で勤務しています。それらの教員の多くは、近いうちに次の学校に異動することになり、そこで前任校と大きく異なる事務手続きや方法などがあると混乱する原因となり、大きな負担となります。それだけでなく教員にかかる負担は大きく、ストレスが原因で休職するものが多数いる現状です。このストレスを少しでも軽くする方法として、教育に関する業務の標準化を行っていきます。異動先の学校での業務が、前任校と同じであれば、早く学校に慣れることができます。

業務の標準化を行って ICT 機器の活用ができれば大きく業務の改善につながります。どの学校でも、同じ形式の通知表（あゆみ）・指導要録・名簿などになれば同じ手順で作成も容易になります。これにより業務の軽減化につながっていけると考えます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 各校内に業務の標準化を検討する会議等を設置して、市内の小・中学校で共通で導入できることを提案する。これを持ち寄った市全体での標準化検討会議で標準化の具体案を提示し各校で導入を検討する。
- 校務支援システムを、有効に活用できるように研修を行い、全員が使えるようにする。
- 標準化された業務について、ICT 機器を活用して行えるようにする。
 - ・標準化されたあゆみ・通知表を、校務支援システムを利用して作成する。
 - ・標準化された出席簿、教委提出用児童・生徒名簿、校内で使用する児童・生徒名簿等を校務支援システムで作成し利用する。
 - ・標準化された指導要録作成要領に沿って、校務支援システムを利用して作成する。
 - ・これ以外にも校務支援システムを有効に活用する。
- 教員の事務処理等が効率的に行われるような業務の標準化を目指す。

Ⅲ 学校組織づくり

3 研修・研究の充実

行動プラン③

信頼に基づいた指導の推進

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるものです。

また、体罰は、学校教育法において禁止されている違法行為であるとともに、人権を侵害することなどにより、子どもたちの健やかな発達を妨げる行為です。また、児童・生徒の心に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為であり、けっして許されるものではありません。

いじめや体罰の問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭・地域や関係諸機関と学校が積極的に連携し対応することが必要です。

いじめや体罰のない学校づくりを目指すために、学校内で定期的に校内研修を実施する取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 市内の各小・中学校に信頼に基づいた指導推進担当者を置き、合同研修会の開催や各学校での取り組み等の情報交換を行う。
- いじめ・体罰問題について、信頼に基づいた指導推進担当者や教育相談コーディネーターなどを中心に、校内で組織的に取り組みを進める。
- 各学校で「神奈川県・体罰防止ガイドライン」のチェックリストを活用し、児童・生徒、保護者、地域から信頼される、体罰のない学校づくりを推進する。
- 「神奈川県・いじめ防止基本方針」に則り、学校の実情に応じて「いじめ（生活）アンケート」を行い、いじめの未然防止やいじめの早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応を図る。
- 義務教育9年間を見通した人権教育の定着を図る。

Ⅲ 学校組織づくり

3 研修・研究の充実

行動プラン④	教育の情報化の推進
--------	------------------

逗子市では市内全校でコンピュータやインターネット、電子黒板・プロジェクター・実物投影機・デジタルカメラなどの ICT 機器が多様な学習のための有効な手段として活用できる環境が整っています。ICT 機器の急速な進歩により、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を身に付けた子どもの育成が授業の中でも大切です。

それらの機器を活用して、よりわかりやすい授業づくりを推進します。児童・生徒の知識・理解を深め、表現力を高めることで、コミュニケーション能力や情報活用能力の向上に努めます。授業後の記録や評価にも、ICT 機器を活用することで、教育の情報化の取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例
<ul style="list-style-type: none">○市内全校に整備されている ICT 機器を、各教科の授業や授業の記録、評価等で活用する。また、導入される校務支援システムの活用を職員全体で行っていく。○ICT 機器を活用した指導の充実を図り、「わかる授業」の研究・実践を行う。○支援教育における ICT 機器の活用法を研究する。○映像を活用したプレゼンテーションを取り入れた授業等の実践により、小・中学校で発達段階に応じた ICT 機器の活用能力の育成を図る。

Ⅲ 学校組織づくり

4 開かれた学校づくり

行動プラン①

幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進

幼稚園・保育園の教育と小学校の教育には、様々な「違い」（遊びを通じた総合的な教育、教科教育等）が存在します。この「違い」は発達段階に応じた適切な教育を行う上で必要なものです。一方、学校現場では、この「違い」によって小学校進学時に戸惑う児童や適応が難しい児童が見られます（いわゆる「小1プロブレム^{*}」）。また、児童が小学校から中学校への入学において、教科担任制、部活動、定期テストや行事への取り組み等、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、様々な問題行動等につながっていく生徒が見られます（いわゆる「中1ギャップ^{*}」）。

これを現代的課題と捉え、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校のスムーズな接続と連携が大切です。また、幼稚園・保育園と小学校間、小学校と中学校間の相互の学びや生活の理解を進めていく取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 交流授業や部活動体験、遊び交流やようこそ集会等を企画・実施し子どもの交流を推進する。
- 他校種における授業交流（中学校教員による小学校での授業等）、学校公開日の授業参観、児童・生徒理解に向けた合同研修会を行い、教職員の交流を推進する。
- 教育課程上のつながりをいっそう確保するため、各学校が指導計画を作成するに当たって、連携に配慮した内容を盛り込めるように検討する。また、学習指導や生活指導における指導方針や指導方法について共通理解を図る。
- 各校の教育相談コーディネーターが中心となり、適切な就学や進学を実現するため、保護者も含めた情報共有と個別支援計画（支援シートを含む）についての協議を促進する。

Ⅲ 学校組織づくり

4 開かれた学校づくり

行動プラン②	地域との連携の推進
--------	------------------

インクルーシブ教育の推進は、「共生社会」を作る根幹を示しています。共生社会とは、どんな障がいのある人でも地域の中で一緒に生活していくことを意味しています。この実現のためには、地域の連帯感や地域の教育力がさらに高まる必要があります。そのためにも、学校は地域と連携して教育活動を行っていくことが大切です。地域のさまざまな団体・近隣の住民の方々などが持っている学校教育に生かせる資源をこれまで以上に発掘し、それらの力を活用して次世代を担う児童・生徒を指導していくことが求められます。

平成21年度より立ち上げた学校支援地域本部^{*}の事業が、円滑に運営されてさまざまな場面で学校を助けていただいています。学校支援地域本部の活動が、学校と地域の連携の中心になっていくことは、今後ともお願いしなくてはならないところです。その活動をさらに発展させて、今まで以上に地域の方々の力が、児童・生徒に注がれるように一層の充実を図ります。

具体的行動指針及び取り組み例
<ul style="list-style-type: none">○学校の教育活動を積極的に公開し、課題を共有化して地域との連携による学校づくりを目指す。<ul style="list-style-type: none">・学校ホームページを充実させる。・学校だより等の地域への公開を促進する。・学校へ行こう週間、運動会などの行事での保護者・地域の方々の来場者を増やし意見を聞く。○学校教育の充実及び児童の健全な成長を支援するために活動することを目的に組織された協議会を中心に、地域と学校の協働による教育活動の機会を充実させる。○地域でのさまざまな活動へ、児童・生徒が積極的に参加できるように誘導し、地域の方々と触れ合う機会を多くし充実させる。○学校で行う防災訓練などへの保護者・地域の方々の参加を呼びかけ、地域と一体になった訓練となるように進める。○地域の活動が、学校を巻き込んだものになるようにはたらきかける。

IV 地域で行う教育活動

市立学校8校は、文字どおり「学び舎」として、教育を行う環境や施設が、市内の他の公共施設より整っている場と言えます。

これまでも、体育施設や教室等が地域住民に開放され、様々な団体等が活動を行っています。今後は、その施設や環境を利用して、地域の方々の協力のもと、児童・生徒の健全な心と体を育むため、学校の環境を利用した教育課程内外での教育活動など様々な取り組みが考えられます。それぞれの教育活動の形態のメリットや課題を踏まえた上で、最も効果的な形態や方法で教育活動を行うことが求められています。

現在行われている教育活動の形態とメリット・課題等をまとめると以下のようになります。

①地域や関連団体のメンバーにゲストティーチャーとして直接授業をお願いするケース

【メリット】

- 日常の教員と違う方に指導してもらうことで、児童・生徒が具体的で専門的な授業を受けることができる。
- 教員が用意できない資料や教材を使うことができる。

【課題】

- ゲストティーチャーとの打ち合わせ・当日の授業・振り返りやお礼の手紙等の作成など、授業時数が増加する。
- 場合によっては内容が専門的になり、学年の発達段階と合わない場合がある。

【工夫すると良い点】

- 印刷資料や映像教材、ICT機器などを併用することで、ゲストティーチャーの知識と児童・生徒の理解をマッチさせることができる。また教員が協力して簡単な指導案を作成しておくことも効果的である。

②地域や関連団体が作成した資料等を、教員が授業を行う際に活用するケース

【メリット】

- 専門的な資料を、日常授業を行っている教員が活用することで、学習進度に合わせた資料活用が可能になる。
- 教科書やテーマに関連した行事などとタイミングを合わせた教育活動が可能になる。

【課題】

- 地域や関連団体の方に授業をしていただくよりも、日常的な授業になりやすい。

【工夫すると良い点】

○地域や関連団体の方と一緒に指導案や教材を作成することで内容が一層深まることが予想される。

③学校を通じて、地域や関連団体の行事や活動を紹介し、情報を提供するケース

【メリット】

- 教育課程内では扱えない場合であっても、児童・生徒及び保護者に情報提供し、積極的な参加を呼びかけることができる。
- 児童・生徒及び家庭の自主的判断での参加なので、多少の費用負担があっても対応可能である。

【課題】

- 学年全員の児童・生徒に対しての指導は行えない。

④希望する児童・生徒が地域や関連団体の活動に参加するケース

【メリット】

- 休日や長期休業中のイベント等について、希望する児童・生徒が参加することができる。

【工夫するとよい点】

- 学校教育や地域に関連の深いイベントの場合は、学校行事の日程と重ならないような配慮をすることで参加の可能性が広がる。

これらの教育活動は、今後、各種団体や市の計画と連携し、その裾野を広げ発展していくことが予想されますが、学習指導要領に示されている教育内容を展開していくためには時間が限られているのも事実です。

今後は限られた時間を有効に使い、より効果的な教育活動にするため、教育委員会として教育課程外であっても、学校教育総合プランⅠ～Ⅲ章の趣旨を地域や関連団体が活動を行う際のガイドラインとして、学校と地域や関連団体相互で検討しながら取り組みを進めていきたいと考えています。

-参考 学校教育と連携の可能性のある計画例-

- ・逗子子ども子育て支援事業計画
- ・逗子環境基本計画
- ・スポーツ推進計画
- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン 等

が挙げられますが、今後、関連の計画やそれを推進している団体と協議しながら、効果的な教育を推進していくことが大切です。

その他 学校教育を支える環境について

教育委員会としては、魅力ある学校づくりを進めるために、児童・生徒が安全・安心に登校し、学習できる教育環境の整備に努めます。学校教育の中で行われる授業・行事及び給食の提供など、様々な活動を気持ちよくかつ効率的に行っていけるよう改善をしていくことが必要です。

①学校施設

以前は建築後40年が建て替えの目安とされていましたが、昨今の財政事情や耐用年数を見直す考え方等から、施設の長寿命化が社会的な要請となっています。本市においても、学校施設の多くが既に40年を経過しており、長寿命化を図る必要があります。

全て耐震化が終了している本市の学校施設は、構造躯体そのものは建築後60年を超える使用に耐え得るものと考えます。そのため、構造部分以外の屋上や外壁の改修に着手し、計画的に経年劣化や風雨・塩害等による耐力の低下に対応してきました。今後もまずは、この整備の未着手部分を最優先に進めていきます。

次に、より快適な教育環境の整備のために、エアコンやトイレの大規模改修を行いました。給排水管や教室内の老朽化した部分(壁、床及び照明設備等)、更にICT教育に必要なインフラ整備等も時宜に応じて順次進めていきます。

②学校給食

平成26年10月から開始した中学校給食は、導入当初の喫食率と比較すると若干下がったものの、依然高い率を維持しています。味や量の課題を指摘されてはいますが、それらの課題を改善しつつ、子どもたちの味覚の成長や食育の観点を考えた、安全で安心な美味しい給食を提供するよう努力していきます。

試食会の開催等様々な機会を使い、中学校給食の考え方を伝え、保護者や子どもたちの理解を得る努力をしていきます。

小学校で提供している給食についても、アレルギー対応等、より安全でおいしい給食の提供を目指していきます。

③教育研究所

教員研修や研究、教育相談をおもな事業としている教育研究所は、学校教育を支える重要な役割を担っています。特に、研修事業については、各界で活躍されている素晴らしい講師を招聘した研修を毎年企画し、教員の資質向上に力を注いでいます。

子どもたちの「確かな学力」を保証するためには、教員の授業力の向上や児童・生徒理解のために、不易な教育技術や知識とともに最新の教育情報も身に付けて、教員の力にしていくことが必要になります。今後も、教職員のライフ

ステージに合わせた研修の充実を目指します。

また、本市の支援教育の一層の推進のために、支援教育推進巡回指導員[※]と巡回スクールカウンセラー[※]からなる巡回チームの存在も学校教育を支えるために不可欠です。専門的な見地からの適切なアセスメントとフィードバックは、学校・学年・学級・教員を支え、子どもたちの学習環境を調整するために、今後ますます必要になっていきます。

教育研究所が、学校教育を支えるために、研修・研究・支援教育・教育相談の中心として機能するよう、様々な事業を充実させことに努めます。

学校教育総合プランの評価と学校評価※との関連について

1 学校評価について

- 平成 19 年に学校教育法と学校教育法施行規則が改正され、各学校は法令上、
- ①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
 - ②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること
 - ③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告することが必要となりました。

学校評価は「子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取り組みである」という捉えから、逗子市では、学校評価に係る者それぞれが「共にどのように学校をよくしていくか」という意識で評価に取り組んでいます。

2 学校教育総合プランの評価

各学校は、学校教育総合プランの「三つの柱（「IV 地域で行う教育活動」は評価に含まず）」「七つの項目」ごとに示されている合計「24 の行動プラン」について、それぞれ具体的に何に取り組むかの 3 ヶ年の計画を初年度に書き込み、毎年度末にそれが達成できたのかどうかを判断します。そして、一つひとつの取り組み内容が「達成できた」のか「達成できなかった」のかを明確にして、行動プランの達成率として評価します。

たとえば、三つの取り組み内容中、二つが達成できたとすれば達成率は 66.7% となります（小数点以下 2 位は四捨五入し、小数点以下 1 位まで表示する）。

また、「達成できなかった」とした取り組み内容については、なぜできなかったのか、その理由を評価シートの「成果と課題」の欄に簡潔に記入してもらいます。

教育委員会としては、達成できなかった理由を分析し、次年度以降の支援や施策として役立てていきたいと考えます。

さらに、取り組み内容によっては定量的評価（対象の量的な側面に注目し、数値を用いた記述、分析を伴う評価）ではなく、定性的評価（対象の質的な側面に注目した評価）が望ましいものもあります。特に、取り組みのステージが進むにつれて「定性的評価」が中心になることも考えられます。その場合は、評価シートの「成果と課題」の欄に評価の内容を文章表記してもらいます。

評価シート及び評価一覧表の例は、表 1 及び表 2 を参照してください。

3 学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について

最後に、学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について触れておきます。現在、逗子市では次のような手順で学校評価が行われています。

- (1) 年度当初に「逗子市学校教育総合プラン実施計画シート」を作成する際、各学校の学校経営との関連で「三つの柱」それぞれについて1～2程度（合計で5，6個程度）の重点目標を設定する。（多くとも10個以内とします）
- (2) 各学校は、その重点目標を中心に自己評価を行う。子ども、保護者、地域に対する説明もこの重点目標について詳細に行い、学校関係者評価委員会に提出する自己評価もこの重点目標について作成する（表3を参照のこと）。
- (3) それとは別に、年度末に「逗子市学校教育総合プラン評価シート」は前述したとおり作成し、逗子市教育委員会へ提出する。
- (4) 重点目標の進捗状況に応じて、次年度「逗子市学校教育総合プラン実施計画シート」の重点目標を変更する。
- (5) 逗子市教育委員会は、提出された各学校の学校評価の分析から、各学校への逗子市教育委員会としての支援や条件整備等の改善措置を講じる。

学校教育総合プランの評価及び学校評価が、各学校の組織改善に資するとともに、逗子の子どもたちに対する豊かな教育を保障するものとなるよう、評価の在り方については今後も検証を重ねていきます。

学校教育総合プラン実施計画 28年度の報告 (参考例) 2017.3.

○学校教育総合プランの3つの柱

○学校教育総合プランの項目

I 授業づくり

1 授業力の向上

実施計画

①実施計画の重点等

②実施にあたっての留意事項、地域や保護者の協力など

38

行動プラン

H28(2016)年度予定取り組み内容

H29(2017)年度予定取り組み内容

H30(2018)年度予定取り組み内容

①
「確かな学力」を育む
ための指導の充実

	H28(2016)年度予定取り組み内容	H29(2017)年度予定取り組み内容	H30(2018)年度予定取り組み内容
(評価)			
(成果と課題)			

- 評価については、個々の取り組み内容について「達成した」「達成できなかった」の2項評価とする。
- 2項評価が可能な取り組み内容を設定する。ただし、定性的評価がふさわしい場合には、課題の欄で触れる。
- 達成できなかった取り組み内容について、「なぜ達成できなかったのか」「何が課題なのか」を必ず記入する。

〇〇〇 学校 教育 総合 プラン 実施 計画 ・ 評価 一 覧 2016 ~ 2018

3つの柱	項目	行 動 プ ラ ン	達成率 2016	重点 目標	今年 度一 部変 更 有 り☆	達成 率 2017	重点 目標	今年 度一 部変 更 有 り☆	達成 率 2018	重点 目標	項目別 達成率 2016	項目別 達成率 2017	項目別 達成率 2018	柱別 達成率 2016	柱別 達成率 2017	柱別 達成率 2018
	実施計画の重点等															
I 授 業 シ ス テ ム	1 授業力の向上 〔実施計画の重点〕	① 「確かな学力」を育むための指導の充実		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		② 授業研究の充実		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		③ 授業規律の確立		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
	2 多様な教育活動の充実 〔実施計画の重点〕	① 読書活動の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0.0%	0.0%	0.0%			
		② 防災・減災教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		③ 食育と体力づくり・健康教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		④ 情報教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		⑤ 福祉教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		⑥ 環境教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		⑦ キャリア教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
II 集 団 シ ス テ ム	1 認め合う集団づくりをめざして 〔実施計画の重点〕	① 基本的な生活習慣の育成		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0.0%	0.0%	0.0%			
		② 豊かな心を育む教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		③ 体験活動の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
④ 問題行動等への対応の推進			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
III 学 校 組 織 シ ス テ ム	1 支援教育の推進 〔実施計画の重点〕	① 支援教育の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0.0%	0.0%	0.0%			
	2 安全・安心に向けた取り組み 〔実施計画の重点〕	① 学校安全の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
	3 研修・研究の推進 〔実施計画の重点〕	① 研修事業の充実		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0.0%	0.0%	0.0%			
		② 教育に関する業務の標準化に向けた取り組み		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		③ 信頼に基づいた指導の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
		④ 教育の情報化の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
	4 開かれた学校づくり 〔実施計画の重点〕	① 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0.0%	0.0%	0.0%			
		② 地域との連携の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						

行動プランの取り組み内容数を分母に、「達成した」の数を分子にして達成率を出す。

表 3

年（平成 年） 月 日

逗子市教育委員会教育長 様

逗子市立 学校長

平成 年度 学校評価（自己評価） 年度末評価について（報告）

次のとおり 平成 年度 学校評価（自己評価）における年度末評価をご報告します。

三つの柱	項 目	学校が重点的に取り組んだ項目 の主な成果	学校が重点的に取り組んだ 項目の主な課題と次年度改 善策
Ⅰ 授業づくり	1 授業力の向上		
	2 多様な教育活動 の充実		
Ⅱ 集団づくり	1 認め合う集団づ くりをめざして		
Ⅲ 学校組織づ くり	1 支援教育の推進		
	2 安全・安心に向け た取り組み		
	3 研修・研究の充実		
	4 開かれた学校づ くり		

表 3

年（平成 年） 月 日

逗子市教育委員会教育長 様

逗子市立 学校長

平成 年度 「学校関係者評価」 年度末評価について（報告）

次のとおり 平成 年度 学校関係者評価における年度末評価をご報告します。

三つの柱	項 目	学校が重点的に取り組んだ項目 の目標達成状況及び学校の取 組みの適切さ	改善方策についての意見
Ⅰ 授業づくり	1 授業力の向上		
	2 多様な教育活動 の充実		
Ⅱ 集団づくり	1 認め合う集団づ くりをめざして		
Ⅲ 学校組織づ くり	1 支援教育の推進		
	2 安全・安心に向け た取り組み		
	3 研修・研究の充実		
	4 開かれた学校づ くり		

学校教育総合プラン 用語解説

ページ	用 語	解 説
5	教育三法	<p>ここでいう「教育三法」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校教育法 ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ③教育職員免許法及び教育公務員特例法の三つを指す。
5	学力の重要な要素	<p>学校教育法（第30条2項）に三つの「学力の要素」が示されている。</p>
6	ティームティーチング	<p>児童・生徒が学習内容を身につけることができるよう、学校や児童・生徒の実態に応じ、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。</p>
6	学習状況調査	<p>神奈川県教育委員会と神奈川県公立小・中学校校長会との共催で、平成16年度から実施している学習状況の調査。</p> <p>毎年4月に小学校3年生は国語・算数の2教科、5年生は国語・社会・算数・理科の4教科。中学校2年生は国語・社会・数学・理科・英語の5教科で実施している。</p> <p>平成28年度からは、小学校3年生に替わり、小学校4年生に国語・算数で実施することになっている。</p> <p>逗子市では平成17年度より同一の調査を市立小・中学校全校で逗子市学習状況調査として実施している。</p> <p>また、文部科学省は、平成19年度より毎年4月に全国学力・学習状況調査を、小学校6年生と中学校3年生対象に実施している。</p>
6	学年ブロック会	<p>各学年に関わる教員、または低学年、中学年、高学年に関わる教員で集まり、学習の進め方や児童指導について話し合う会議。</p>
6	教科会	<p>各教科の担当が集まり、教科の進め方などについて話し合う会議。</p>
7	授業についての自己チェックリスト	<p>「だれにでもわかりやすい授業」を具体的に実現するためのツールで、授業者が自らチェックするもの。国立特別支援教育総合研究所が作成し、実際に複数の学校で検証されたものを土台として、市内各学校の実情を勘案しながら、逗子市教育研究所が作成した。</p>
9	逗子市子どもの読書活動推進計画	<p>逗子市として家庭や地域、学校等での子どもの読書活動推進の体制整備をするために、平成22年度から準備を進め、平成25年3月に策定された。</p> <p>平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」、翌年8月に国から示された「子どもの読書活動推進に関する基本計画」、平成16年1月に神奈川県で策定された「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画」に基づいての策定となっている。</p>
9	学校版子どもの読書活動推進計画	<p>平成15年度に策定を進め、平成16年の4月に完成した逗子版の学校における読書活動の推進計画。</p> <p>各学校は、この読書計画に基づいて自校で読書活動推進計画を定め、学校における読書活動の推進している。</p>

9	学校図書館指導員	平成15年度より逗子市立小・中学校に、1名ずつ図書館司書資格を持った学校図書館指導員が配置されている。学校図書館の機能の充実と読書活動の推進を行う。
12	メディアリテラシー	メディアリテラシーとは、情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。 従来は、電話や手紙などのパーソナル（コミュニケーション）メディア、新聞やテレビ・ラジオをはじめとするマスメディアといった伝統的なメディアの利用方法を知っていれば事足りた。 しかし、現在では、急激な技術の進歩によりインターネットや携帯電話などの新しい形態のメディアが台頭しており、こうした新しいメディアの利用にまつわるトラブルや混乱も頻発するようになっている。 このため、各メディアの本質を理解し、適切に利用する能力であるメディアリテラシーの重要性は日に日に高まっている。
12	I C T	I C Tとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。 日本ではI T（Information Technology）が同義で使われているが、I Tに「Communication（コミュニケーション）」を加えたI C Tの方が、国際的には定着している。
13	障がい	逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記している（例：障がいのある人 など）。 ただし、国の法令に基づく制度などは従来そのままとしている（例：身体障害者手帳 など）。
13	心プロジェクト	学校と社会福祉協議会が実施する心の健康についての正しい理解を深めるための教育。また、地域共生社会のためのプログラム。
15	表題の「キャリア教育」	平成17年3月神奈川県立総合教育センター発行の「キャリア教育推進ハンドブック」によると、次のように定義されている。 「キャリア教育とは、児童・生徒が自らの人生を歩む上で、体験的な活動などを通して、働くことの意義など望ましい職業観や勤労観を育み、また職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する教育である。」
15	キャリアプランニング能力	「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連をふまえて「働くこと」を位置づけ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。この能力は、情報活用（情報収集・探索・職業理解）能力、将来設計（役割把握・認識・計画実行）能力、意志決定（選択・課題解決）能力との関係性が強い。

16	表題の「国際教育」	「国際教育」とは、従来使われてきた「国際理解教育」よりも、国際関係や異文化を単に「理解」するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚し、どのように生きていくかという点を一層強く意識したもので、平成17年の初等中等教育における国際教育推進検討会報告では「国際化した社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育である。そのねらいは、自己を確立し、他者を受容し共生しながら、発信し行動できる力を育成することにある。」と定義されている。
16	IEA (国際教育指導助手)	逗子市では国際理解教育の推進のために、教員とともに外国語指導にあたる国際教育指導助手 (International Education Assistant) を、平成2年度より各中学校に派遣し、平成15年度からは小学校にも派遣をしている。
20	ソーシャルスキルズトレーニング	人と上手に付き合うための知識及び技能のこと。「聞く」「謝る」「ルールを守る」など様々なスキルがあり、具体的な練習と適切なタイミングの行動強化によって上達する。
20	人間関係プログラム	援助ニーズがある児童・生徒の在籍する学級や、集団に揺れ・荒れのある学級において、規則・規律やマナーと親和的であたたかい感情交流のある人間関係づくりを目的としたワークのこと。
21	うるおいフレンド (心の教室相談員)	平成10年に文部科学省の「心の教室相談員」活用調査研究委託事業からスタートした。逗子市では、現在の市の事業として市立小・中学校に「うるおいフレンド」という愛称で派遣している。その職務は、校内で子どもたちの悩みを聞いたり、相談の相手になったり、また、不登校の子どもたちの居場所づくり等を提供したりすることである。したがって、スクールカウンセラーとは職務内容が異なっている。
24	表題の「支援教育」	特別支援教育（とくべつしえんきょういく）は、障がい児教育の新しい呼称。2001（平成13）年の春から文部科学省は、旧来の「特殊教育」代わる呼称として、用いている。神奈川では障がいのある子の他に軽度発達障がいや不登校等の子どもも含め、教育的ニーズを持つものとして、広く「支援教育」と呼んでいる。
24	教育相談コーディネーター	神奈川県では、「子ども一人ひとりの課題を解決するためには、それぞれの教育的ニーズを把握し、それに基づく支援の計画・実施・評価をする教育相談のプロセスを通じて校内支援体制作りを進めることが重要」としている。そして、そのキーパーソンとして教育相談コーディネーターの養成研修を平成16年度より実施している。教育相談コーディネーターは、教育相談のプロセスの連絡調整や進行管理を行い必要に応じて学校内外の人や関係機関と連携し教育的ニーズを有する子どもへの支援を協働で行うための役割を担っている。
24	アセスメント	児童・生徒の行動観察・教職員からの聞き取り・保護者との面接・関係機関等からの情報提供を受けて、対象児童・生徒の認知や行動特性を把握することで、必要に応じて発達検査を行う場合もある。
24	ケース会議	援助ニーズがある児童・生徒に直接対応しない学校関係者も含めて、支援方針を共有する会議のこと。当該児童・生徒に関する個人情報については、会の参加者で共有する。

24	校内支援委員会	援助ニーズがある児童・生徒や学級集団の実態を行い、支援方針の検討等を行う。管理職・教育相談コーディネーター・特別支援学級担任・養護教諭・担任・スクールカウンセラー・支援教育推進巡回指導員・その他必要と思われる者で構成する。具体的な役割は、児童・生徒の援助ニーズの情報共有、支援方針の決定と援助チームの編成、支援シート作成状況の確認、教職員に対する情報共有及び支援体制の確認、である。
24	支援シート	神奈川県において、「個別の支援計画」または「個別の教育支援計画」を作成するときの書式の呼称。支援シートは、教育的ニーズのある児童生徒に関して、次の進路先（就学先、進学先等）に伝え、進路先の指導や支援に生かすことを目的として神奈川県教育委員会発行のパンフレットに沿って作成する。主な事項は、「これまでの取り組み」や「取り組みの評価」等で、保護者・担任等とともに記載していく。原本は、本人もしくは保護者が保管するとしている。
24	ライフステージ	人間の一生を発達段階ごとに分けた「幼年期」・「青年期」・「壮年期」・「老年期」などの段階のこと。
26	OJT	OJTとは、「On the Job Training」の略で、「日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意欲的、計画的、継続的に高めていく取り組み」のこと。ここでは、学校内における人材育成の取り組みを指す。
30	「小1プロブレム」	小学校に入学したばかりの一年生が、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど、学級がうまく機能しない状況が続くこと。
30	「中1ギャップ」	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態。
31	学校支援地域本部	<p>家族や地域との絆の弱まり、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保する等の課題に対し、文部科学省では、教育委員会・PTA・地元企業等の支援団体の協力を得て、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりをする「学校支援地域本部事業」を平成20年度から実施した。</p> <p>本市では、平成20年度より2年間1小学校で国の委託、平成21年度より市立小中学校全校で市の委託を受け、「学校支援地域本部」を立ち上げた。「学校支援地域本部」は、学校とボランティア・ボランティア間の調整役である「地域コーディネーター」、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」、学校支援地域本部の方針等について企画・立案を行う「地域教育協議会」からなっている。また、各学校の「学校支援地域本部」の情報交換・情報共有等を行い、市全体の推進役を担う「逗子市学校支援地域本部実行委員会」を設置している。</p>
35	支援教育推進巡回指導員	逗子市における支援教育を推進するため、支援教室の運営や学級・学校経営等について、教員や管理職にコンサルテーション（異なった専門性や役割を持つ者同士が、児童・生徒の問題状況について検討し、今後の支援のあり方について助言すること）を行う。また当該児童・生徒の保護者へのアドバイスも行う。

35	巡回スクールカウンセラー	保護者との面談や行動観察等から、当該児童・生徒および学級集団をアセスメントし、具体的な支援方法を教員や管理職にコンサルテーションを行う。
36	学校評価	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取り組み。学校教育法、学校教育法施行規則に規定により、学校は①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、②保護者などの学校関係者による評価（学校関係者評価）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者（逗子市立小・中学校の場合は逗子市）に報告すること、が必要とされている。

逗子市学校教育総合プラン（第Ⅳ期）
2016.4－2019.3

発行 2016年（平成28年）3月

逗子市学校教育総合プラン懇話会

座長 角田 理（久木中学校長）
副座長 石井 進介（沼間小学校長）

参加者

伊藤 享子（公募市民）	藤城 由季（公募市民）
森 恭子（公募市民）	鹿嶋 邦彦（沼間中学校教頭）
池上 慎吾（逗子小学校教頭）	山口 亨子（逗子中学校総括教諭）
貝塚 文子（小坪小学校総括教諭）	鈴木 雅史（逗子小学校教諭）
長谷川 綾子（池子小学校教諭）	中込 泰規（沼間中学校教諭）
小林 沙野花（久木小学校教諭）	桑原 泰恵（教育委員）
赤岩 美香（指導主事）	

アドバイザー 横浜薬科大学 福田 幸 男 教授

※ 表紙は逗子市立久木中学校3年生（H27）^{たけし} 武士 ひかり さんの作品です

※ 裏表紙は逗子市立沼間小学校1年生（H27）^{かわた あき} 川田 明季 さんの作品です



逗子市教育委員会